

## 質問回答書

工事(委託)名	雨水排水ポンプ施設機械設備工事(26202)	回答課所室: 秋田市上下水道局下水道整備課 質問回答月日: 令和8年2月6日
---------	------------------------	---

No.	質問および回答内容	
1	質問	横軸水中ポンプの仕様・製作条件・構造に関する遵守要件について 特記仕様書 第2章「機器」2. 横軸水中ポンプに關し、電気設備に影響を及ぼさないように するためには、記載されている(1)仕様、(3)製作条件、(4)構造の各項目をいずれも 遵守すべきものと理解しております。 この理解のとおり、当該項目はすべて必ず遵守すべき要件と考えてよろしいでしょうか。
	回答	(1)仕様をもとに、本施設の目的に影響を与えない軽微な変更等は特記仕様書第1章12(2)に 準拠し、同等品以上のものを認めます。
2	質問	横軸水中ポンプの吐出量について 特記仕様書 第2章「機器」2. 横軸水中ポンプ(1)仕様には、「吐出量 30 m <sup>3</sup> /min」と 記載されています。 一方で、下記図面では「吐出量 60 m <sup>3</sup> /min」と記載されています。 図番 3/M: 断面図 図番 4/M: ポンプゲート詳細図(1) 図番 5/M: ポンプゲート詳細図(2) 上記の記載内容に相違があるため、特記仕様書記載の「吐出量 30 m <sup>3</sup> /min」を正と考えて よろしいでしょうか。
	回答	ポンプ一台当たりの吐出量は、特記仕様書記載の「吐出量30m <sup>3</sup> /min」となり、雨水排水施設 の吐出量は60m <sup>3</sup> /min(ポンプ30m <sup>3</sup> /min × 2台)となります。
3	質問	特記仕様書 第2章 機器 2 横軸水中ポンプ (4)構造 ア 駆動装置 (ア)において、 電動機の位置は羽根車より下流に配置するとありますが、 (1)仕様を満足すれば、電動機の位置はメーカー標準としてもよろしいでしょうか。
	回答	(1)仕様をもとに、本施設の目的に影響を与えない軽微な変更等は特記仕様書第1章12(2)に 準拠し、同等品以上のものを認めます。
4	質問	特記仕様書 第2章 機器 2 横軸水中ポンプ (4)構造 イ 本体 (オ)ポンプ取付において、 ポンプ本体中心軸が水平で～とありますが、 (1)仕様を満足すれば、ポンプ本体中心軸の位置、取付面はメーカー標準としてもよろしいで しょうか。
	回答	(1)仕様をもとに、本施設の目的に影響を与えない軽微な変更等は特記仕様書第1章12(2)に 準拠し、同等品以上のものを認めます。
5	質問	特記仕様書 第2章 機器 2 横軸水中ポンプ (4)構造 イ 本体 (カ)インテークにおいて、 インテークは～とありますが、(1)仕様を満足すれば表現はメーカー標準としてもよろしいで しょうか。
	回答	(1)仕様をもとに、本施設の目的に影響を与えない軽微な変更等は特記仕様書第1章12(2)に 準拠し、同等品以上のものを認めます。